イギリスの視学制度における第三者評価

岩 崎 保 道 高知大学

Independent Evaluation of the School Inspection System in the United Kingdom

Yasumichi IWASAKI

Abstract

The purpose of this paper is to introduce the independent evaluation of school inspections in the United Kingdom. Independent evaluation enables objective and specialized evaluation.

When specialized analyses and advice are given, a school's problems, ideas and strategies will be clarified. Thus, improving the performance of a school will be more easily realized.

The reasons why the author put attention to the independent evaluation in the U.K. are as follows: Firstly, the independent evaluation in the U.K. is well-developed, and there is plenty of knowledge about its operation. Secondly, previous studies have compared and discussed the educational policies in the U.K. and Japan, and these research studies are likely to be informative in the future.

Keywords: United Kingdom, independent evaluation, school inspection

I. はじめに

本稿は、イギリスの視学制度における第三者評価を紹介することを目的とする。第三者評価の実施 により、客観的且つ専門的な評価の実現が期待できる。また、専門的な分析や助言を受けることによ り、学校の優れた取り組みや課題、それに対する改善方策が明らかになり、それが学校における教育 の質保証や向上につながることが望まれる。イギリスの第三者評価に注目した理由は、次の点にある。 第一に、イギリスの学校評価は、170年に及ぶ伝統を持つ視学制度が根拠となっている。そのため、 第三者評価が成熟しており、運用に関する知見が豊富にある。現在の視学制度は、1992年の学校教育 法(The education Act 1992)の改正が根拠になって第三者評価を学校のマネジメントサイクルに 位置づけた制度運用が行われている。特に、監査を監査委託機関に委託するモデルを採用しており、 監査システム及び評価者養成が発達している。第二に、先行研究において、イギリスと日本における 教育政策(学校評価制度を含む)に関する比較検討がされており、将来的に参考になり得る可能性が ある。なお、日本では文部科学省が主体となって学校の第三者評価の在り方に関する調査研究が行わ れ、ニュージーランドやイギリス、アメリカなどの第三者評価制度を調査対象とした検討が行われた¹゚。 イギリスでは、学校改革を契機とした抜本的な視学制度(インスペクション)が実施された。本制 度の源流は、主に中央政府が管轄する勅任インスペクターによる視学制度(HMI:Her Majestys Inspectorate) として 19 世紀に創設された。視学制度は、学校制度が体系化される中で、各学校の教 育活動を確認し、指導・助言する役割を担う。これまで、全国的な教育水準の維持・向上を図ること を目的として「学校の教育活動を評価し、教育課程の運営状況について検証する機能を果たしてきた」 といわれている。現在の制度に改革されたのは、1992年に教育水準局(Ofsted:Office for Standard in Education)に全国の公立学校の視察の権限が与えられたことに始まる。その特質は、学校へのサポートから「良い学校か悪い学校か」を見極める手段として、監査的、査察的になってきた³。この学校査察で特に改善が必要な悪い学校と評価された学校や教師は、「失敗学校(failing school)」、「失敗教師(failing teacher)」というレッテルが貼られる³。

一方、日本では学校教育法の一部改正(2007)により、初等中等教育機関における学校評価が義務化された。日本の学校評価制度は、本格導入されて6年が過ぎたが、まだ黎明期にあるといえる。また、教育評価を専門に行う公的機関は設けられていない。

Ⅱ. イギリスの教育制度

イギリスでは 1970 年代に世界経済における相対的な地位の低下や高い失業率など経済の停滞や社会の活力低下が大きな問題となっていた。1979 年労働党に代わってサッチャーを首班とする保守党政権が誕生すると、こうした状況をもたらした要因として、政府の経済への過度の介入、社会福祉制度の行き過ぎに見られる適正な財政運営の欠如、生産性の向上を妨げる労使関係、これらの要因から生じる競争の制限や能率の悪化、さらにはエリート層の製造業蔑視の伝統、学力水準の低下や訓練の不足といった教育問題が指摘された。このような経済問題が後述する教育改革の契機となった。

1. 1970 年代以降におけるイギリスの教育改革

サッチャー政権は教育機会の選択拡大をはじめ、学校間の競争を一層促すことを意図し、大規模な教育改革を継続して実施した。その集大成が1988年教育改革法(Education Reform Act 1988)であった。改革前、各地域の教育提供の権限を持っていた地方教育当局や学校視察についての中央政府の介入は、まだ緩やかだった。しかし、教育の水準向上を目指した1988年のナショナル・カリキュラムや教育水準局の学校視察の導入政策による中央政府の介入は、学校にとって改革を迫られるものであった。この改革法は、全ての児童生徒に一定の学力水準を確保するために、それまで国としての基準がなかった教育課程について、「全国共通カリキュラム」(National Curriculum)を導入し、その到達度をみるために「全国テスト」を実施することを定めた。また、親の学校選択を最大限保障するため、学校定員を最大限に設定し、入学希望者を可能な限り受け入れるようにした。学校の運営に関しては、地方教育当局の権限を減らして学校の自主的運営を推進し、さらに、地方教育当局の管轄を離れて国から直接補助金を得る国庫補助学校を創設するなど、権限移譲による教育水準向上に対する学校の積極的な取り組みを引き出そうとした。こうした改革は、総じて中央政府のコントロールの下に、地方教育当局の権限を縮小し、規制を緩和して学校・高等教育機関の活性化を図るものであったが。この改革において優先された政策方針は、需要と供給の経済上の原則を教育行政にも適用できるというものであった。すなわち、教育の領域における自由競争原理を肯定する立場であるが。

イギリスの視学制度は、国の勅任視学官及び地方教育当局(Local Education Authority)によって学校監査や教育研修などが行われた。しかし、全ての学校に対して定期的に実施されておらず、親の学校選択の前提となる情報提供としての役割も不十分であった。一方、各学校の自主的運営が展開されるに伴って学校監査の強化の必要性が認められるようになり、1992 年学校教育法の改正及び1996 年教育法(The School Inspections Act 1996)によって新しい視学制度が導入された。新しい制度では、①これまで教育省の一部であった勅任視学局が教育省から離れ、独立した政府機関(non-ministerial government department)の地位を有する教育水準局となり、国と地方がそれぞれに実施してきた学校監査を一元的に行うことで視学制度の合理化を図る。②教育水準局が認める登録監査人(registered inspector)が監査チームを編成する。③全ての公立(営)学校は、監査チームの監査を定期的に受ける。④監査チームの選定は入札を実施し、監査を受ける学校と協議の上、教育水準局の長である主任勅任学校視学官(Her Majesty's Chief Inspectorate of Schools)が決定する。⑤監査結果は、当該学校及び主任勅任学校視学官に報告される。また、全体の概要は年次報告書として報告される。⑥各学校は、報告の指摘に基づいて、改善計画を策定・実施しなければならない、などとなった。1993 年は、まず中等学校の監査が開始され、①教育の質の高さ、②教育の達成度、③教育財政の健全さ、④児童生徒の精神的・道徳的・社会的及び文化的達成度の四点から評価が実施さ

れた。特に失敗学校との評価を受け一定期間に改善が認められない場合、閉校の措置がとられることがある。ただし、イギリスの視学制度は常に見直されてきた。小さいものを含めると 1993 年、1994年、1996年、1999年、2003年、2005年の各年に改訂された。

2. イギリスの学校制度の概要

図1は、イギリスの全人口の9割を占めるイングランドとウェールズのものである。両地域は、ほ ぼ同様の学校制度である。義務教育は、 $5\sim16$ 歳の 11 年である。初等教育は、通常、6 年制の初等学 校で行われる。初等学校は、 $5\sim7$ 歳を対象とする前期 2 年(幼児部)と $7\sim11$ 歳のための後期 4 年 (下級部) とに区分される。両者は、一般的に一つの学校として併設されている。一部では、幼児部 (学校)・下級部(学校)に代えて、ファーストスクール(5~8歳、5~9歳など)及びミドルスクー ル($8\sim12$ 歳、 $9\sim13$ 歳など)が設けられている。中等教育は、通常 11 歳から始まる。原則として、 無選抜の総合制学校が一般的な中等学校の形態で、ほぼ90%の生徒がこの形態の学校に在学している。 この他、選抜制のグラマー・スクールやモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育 後の中等教育の課程・機関として、中等学校に設置される課程及び独立の学校としてシックスフォー ム・カレッジがある。ここでは、主に高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経 費負担などの観点から、地方教育当局が設置・維持する公立(営)学校、国庫補助学校及び公費補助 を受けない独立学校に分類される。独立学校には、パブリック・スクール(11、13~18歳)やプレパ ラトリー・スクール $(8\sim11$ 歳、13 歳)が含まれる。2006 年における教員 1 人当たりの児童・生徒 数は、初等教育19.8人、前期中等教育16.7人、後期中等教育11.6人、全中等教育13.7人であったで。 表1は、2006年におけるイギリスにおける初等・中等教育機関の規模的概要である。学校数は、公 立・公営学校の場合、初等学校 21,968 校(生徒数 492 万 2 千人)、中等学校 4,232 校(生徒数 394 万2千人) であった(合計:学校数26,200校、生徒数886万4千人)。

なお、本稿で取り上げる視学制度は、初等・中等教育機関が評価対象になる。次章より、イギリスにおける第三者評価制度について説明する。

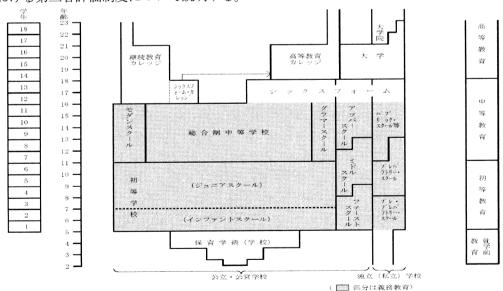


図1 イギリスの学校系統図 (文部科学省,2013:「教育指標の国際比較 平成25年版」,67)

表1イギリスにおける初等・中等教育機関の概要(2006)(DCSF Education and Training Statistics for the United Kingdom(2008), HESA RESOURCES of Higher Education
Institutions 2006/07, HESA STUDENTS in Higher Education Institutions 2006/07)

教育段階	学校種類名	維持者別	修業年限	通常の在学年齢	学校数	生徒数	教員数	備考	
公立・	公営学校		年	歳	校	千人	千人		
初等	初等学校	公	6	5~10	21,968	4,921.9		・中等学校にはシックスフォーム・カレッジを含まない	
中等	中等学校	公	5~7	$11\sim 15$	4,232	3,941.6	256.5	・公立・公営学校及び独立学校	
小計						8,863.5		の教員数には、フルタイムに換	
独立学校								算したパートタイム教員を含む	
初等	中等	私	_	_	2,486	670.7	70.5		

Ⅲ. イギリスにおける第三者評価制度

イギリスにおける視学制度は、1839 年 4 月 10 日に勅命を受けて設立された枢密院教育委員会(the Committee of the Privy Council on Education)が同年、補助金交付に関する規定の中で示した「査察」の権利が保障された勅命視学官の任命をもってその成立とされる。この年に最初の勅命視学官が 2 名任命された。ただし、国家が国民教育に関与することに対して教会の強い反対があったために、合意を得られるようなインスペクターの任命は困難を極めたという 8 。1840 年代に入ると、学校数の増加、助教生見習い制度(apprenticeship)の導入による勅命視学官の任務拡大により、必然的に視学職の数的拡充が余儀なくされた 9 。高妻(2001)は、視学制度が創設されて以来、1862 年に至るまでにおいて「勅命視学官の主要な任務は、個別の学校を通しての全般的状況の把握と教師個人への指導と奨励であったことに集約できる」と分析した 10 。

1980 年代後半にイギリスが経済危機を迎え、政府がその対策に教育の水準向上政策を押し出すにつれ、視学制度に対する批判が高まった。それは、主に明確な基準のない視察方法や報告書に対して向けられた。視学制度は全ての学校について定期的な監査を行っていたわけではなく、親の学校選択の前提となる情報提供にも十分な役割を果たしていなかった¹¹⁾。一方、各学校の自主的運営が展開されるに伴って学校監査の強化の必要性が認められるようになった。そのような背景のもと 1992 年の制度改正により、学校評価の主体は、教育水準局が取り扱うことになった。教育水準局の学校視察が旧視学制度の学校視察と大きく異なることは、視察の枠組みが明確に体系化されていることである¹²⁾。

1. イギリスにおける第三者評価制度

図2は、第三者評価制度の概要を示したものである。教育水準局は、非省庁系政府機関として議会に対して責任を負う独立性を持つ機関である。教育水準局の構成員は、首席勅任学校監査官、勅任監査官、チャイルドケア監査官、追加監査官、職員である(全職員は約2,500人)。監査の執行はインスペクターと呼ばれる監査官が行う。監査官は、教育技能省(DfES:Department for Education and Skills)から独立し、教育水準の向上のために定められた期間ごとに全ての学校を一定の基準に基づいて評価する任務にあたるほか、教育政策の浸透状況を調査したり各地のよい教育実践を広めたりする役割を持った専門職として位置付けられる¹³⁾。監査の年間予算は、2003~2004年度で約417億円である(1ポンド=200円換算)¹⁴⁾。監査対象は、学校、継続教育機関、教員養成機関、幼児保育機関(Child Care Centre, Child Minder)など多岐にわたる。このように、イギリスにおける第三者評価は、関係機関(議会、監督庁、評価機関、学校)が独立した厳格なシステムとなっている。

なお、イギリスの学校は、教育水準局の学校評価以外に地方教育局に置かれる指導主事による学校 訪問やその他の第三者(民間)評価機関による評価を受ける。民間の評価機関は、イギリスの各地域 に置かれ、当該学校の教育水準局による評価結果をフォローしつつ、学校訪問と教員へのインタビューをもとに評価機関独自に評価を行っている¹⁵⁾。学校監査の目標について、教育水準局は「学校監査は、教育水準、学習者の人格発達と福利、教育提供の質及び学校の良好な指導と管理の向上に係る学校の 有効性について独立した外部評価を提供する。また、学校評価は、学校が提供する教育の質を学校が 改善し、それによって教育水準を向上できるよう設計されている」と述べている¹⁶⁾。ここでは、学校 監査の趣旨と方法や学校評価を通じて教育水準の向上が図られる目的が説明されている。評価主体である教育水準局が民間機関のサポートを受けることで、より強固な評価体制が形成されている。

具体的な監査手続きは以下の通りである。監査の執行は、地域監査機関(RISPs:Regional Inspection Service Providers)が教育水準局の委託を受け、監査チームを編成して実施される。査察期間は、当初は4年であったが、1999年の改訂により6年(訪問監査期間は1週間)、2005年の改訂(Education Act 2005)により3年(訪問監査期間は2日間に短縮)の周期で実施されている。監査チームは通常、学校規模に応じ1~5名で構成される。チームには、一定のトレーニングを受けた者や素人(一般市民)が1名含まれる。監査期間は1~2日で実施される。監査の観点は、第一に、児童・生徒のニーズに合致した教育と訓練が効果的且つ効率的に実施されているか、そしてそう判断する理由は何か。第二に、学習指導の改善には何が必要か。第三に、学校が改善能力を有しているか、

という点である170。

教育水準局による学校評価は、図3の手続きにより行われる。監査前において、監査チームは、自 己評価、その他資料(過去の監査報告書、学校計画書など)の分析、事前監査資料を作成し、監査実 施予定日の2~5日前に学校に通知する。また、学校は、学校経営活動の一環として、学校計画書の策 定及び自己評価の実施を行う。さらに、校長は学校理事会へ通知する。なお、自己評価の様式(Self-Evaluation Form) は全国共通である。監査当日、監査チームと学校上級管理チームとのミーティン グ等が行われる。その後、授業観察やインタビューなどの監査が実施される。監査チームは、ミーティ ングや学校幹部管理者へ口頭でフィードバックを行う。学校は、監査チームのミーティングに参加す る。監査後において、監査官は、監査報告書(Performance and Assessment Report)(案)と児 童・生徒向けの手紙を作成し、学校へ送付する。また、学校からの返信を受け、必要な修正を行った 報告書を管理・事務チームが校正のうえ承認する等の手続きを行う。学校は、報告書、児童・生徒へ の手紙の内容を確認する。また、監査報告書、手紙を児童・生徒に公開、配布するなどの手続きを行 う。学校は、報告結果に不服がある場合、不服申し立て機関に申し立てる。評価報告書は、教育水準 局によって指定された内容・構成になっている。そのフォーマットに従い、学校の教育課程や実践に ついて領域ごとに評価が行われる。授業評価については、教師の教科内容の理解度、教師の生徒への 理解度、教師による質問・観察・評価・説明の仕方、授業計画や生徒の学習評価、生徒の指導方法、 時間とリソースの使い方、宿題の設定の仕方など、教師自身の授業能力査定に対し詳細に基準を設け ている18。最終報告書は、教育水準局、学校、地方教育当局などに送付され、監査結果を社会に説明 するためウェブサイトで公開される。なお、懸念される学校(School causing concems) とみなされ た学校は、特別な手続きが取られる。改善が必要な学校は、改善計画 (action plan,school improvement plan)を作成する。以上の通り、地域監査機関の主導の下、「監査前→監査当日→監査 後」のプロセスにより監査が執行される。監査業務に多くの関係者が関わっていることが分かる。

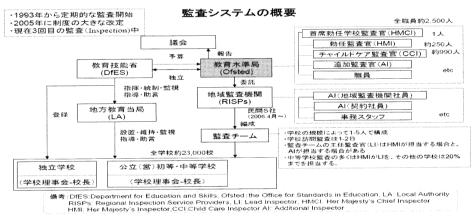


図 2 イギリスにおける第三者評価制度 (監査システムの概要) (三菱総合研究所(2006): 「学校の第三者評価の評価手法に関する調査研究海外事例調査概要報告」, 4)

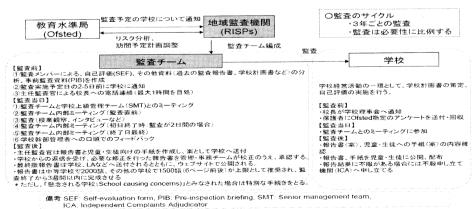


図3 イギリスにおける第三者評価制度(監査サイクルと監査プロセス)(三菱総合研究所,同書,4)

表2は、学校評価の監査項目を示したものである。教育の到達度や質の評価、リーダーシップ、管理運営などの項目に分類され、4段階の評価が付される。ただし、査察報告書において、優秀とみなされた学校の査察は簡略化されることもある。教育の効果や改善策に関わる項目があり、管理目標型の印象を受ける。また、監査の過程には保護者による学校評価も制度的に含まれる。そのため、学校は保護者の意見に耳を傾け、必要な改善に継続的に取り組まなければならない。

表 2 イギリスにおける学校評価の監査項目 ("Using the evaluation schedule"2005. Ofsted)

- 1. 到達度と水準
 - 1-1. 学習者の到達度
 - 1-2. 学習者の全体的人格的発達と福利
- 2. 教育提供の質の評価
 - 2-1. 指導と学習
 - 2-2. カリキュラムとその他の活動、学習者の幅広いニーズと興味
 - 2-3. 学習者は良好なケア、指導および支援を受けているか
- 3. リーダーシップと管理運営
 - 3-1. 到達度が向上し、全ての学習者の支援をするためのリーダーシップと管理が有効か
- 4. 学校の全体的有効性
 - 4-1. 教育提供及びその他の活動が幅広い学習者のニーズに有効かつ効率的に対応しているか
 - 4-2. 教育提供をさらに改善するために、どのような対策をとる必要があるか

評価段階 (4-2 は記述のみ)

- 大変優れている(Outstanding)
- 優れている(Good)
- 十分である(Satisfactory)

2. 第三者評価制度の特質と影響

イギリスにおける学校評価の特質について、沖ほか(2004)は、次の三点を示した19。

第一に、公教育の特に水準に対する信頼性の回復を目指している点である。1970 年代から 80 年代 を通じての学校批判によって、学校で何がどの程度教えられているかについて、国民的な関心が高ま るとともに、その情報を収集し公開するという機能が全国一律の学校評価制度に期待された。

第二に、公教育機関に対するアカウンタビリティの要請という背景のなかで、学校評価制度が本格化しているという点である。公費の有効活用、教育成果の公開への要請がそれにあたる。学校評価制度の実施は、個々の学校で何がなされているかを明確にする点でアカウンタビリティの要請に応えるものである。

第三に、とりわけ 1980 年代後半以降に顕著となった教育行政への新経営管理主義の導入が、学校評価においても明確に意図されている点である。1980 年代以降、教育行政における政策立案を担う現在の教育技能省と執行を担当する諸機関とが明確に分離されている。現在、学校評価でも、実際に学校評価活動を担当する人々は、民間の教育関係者である場合が多く、間に介在する契約機関も民間団体(主に教育コンサルタント会社)であることが一般的となっている。

表3は、第三者評価が及ぼす影響を示したものである。イングランドの状況をみると、「教育成果への学校へのフィードバック」は、「大きい影響がある」となっている。次に、財政等への影響をみると、「学校予算への影響が全くない」となっているが、「学校廃止への可能性」は、「大きい影響がある」となっている。このように、第三者評価結果は、学校廃止にも影響を及ぼす重大なインパクトを持つ。

監査官は、学校が改善計画通りに改善に向けた取り組みがなされているかをフォローするとともに、問題が解決されそうにない場合は学校に特別措置(閉校措置)が必要かどうかを判断する。監査により、「特別検証(Special Measure)」「相当な改善(significant improvement)」が必要であると指定された学校は、存廃の可能性を含め厳しい改善努力が求められる。例えば、児童生徒の成績が全国的指標と比較して低いこと、授業実践の多くが不十分な内容になっていること、学校経営が非効率で

あることなど学校自らが改善を図るべき深刻な問題が学校評価報告書に記載された場合が対象となる。教育技能大臣は、教育水準局から特別措置が必要という報告を受け、2年以内に改善が見込めない場合は閉校を命じることができる。1998年6月には573校が問題校として改善のための特別措置を受け、うち31校が閉校となった²⁰⁾。各学校の校長は、評価報告書を受けて、スタッフ全員と協議の場を設け、学校理事会の審議を斟酌しながら具体的な改善計画を検討する。閉校命令は厳しい判断だが、教育水準の向上や健全な学校経営の維持を保証するためのシステムであると解釈できる。

表 3 イングランドにおける第三者評価の影響(経済協力開発機構(OECD)(2008): 「図表でみる OECD インディケータ (2008 年版)」、明石書店、481)

成果のフィ	ードバック				
教育成果の学校への フィードバック	学校運営の業績査定	学校予算	財政的報奨又は 制裁措置の実施	学校廃止の可能性	評価結果の公表有無
大きい影響がある	小さい影響がある	影響が全くない	影響が全くない	大きい影響がある	公表している

3. 第三者評価制度の課題

第三者評価制度に対しては、いくつかの課題が指摘されている。イギリスで最大の組織率を擁する全国教職員組合(NUT:Natinal Union of Teachers)は、教育水準局の授業評価方法が日常の業務活動を無視して視察日の授業だけで評価していることを課題点として指摘した。監査前に学校は学校のデータを提出するが、視察当日の授業評価で教師の質が決定されることは、事前提出した書類は無視されていることに等しい、というのである²¹⁾。この指摘は、現場教師の不満の声が集約されたものである。事前提出した書類が無視されていることが常態化しているのならば、視察日の授業だけきちんとしていればよいことになりかねない。監査報告書の信頼性にも関わる懸案事項である。また、Greenstreet(1998)によると、監査報告書の内容が堅苦しくパターン化される傾向にあり、学校にとって有効な助言となっていないことを指摘した²²⁾。この指摘は、現場教員の生の意見であり、偏りのない客観的な監査システムの構築が望まれる。特に Greenstreet の指摘ついては、監査報告書の記載内容を簡素化するなどの工夫が求められる。なお、評価にあたり評価方法が被評価者に明示され、被評価者が納得できる基準や内容でなければならない。今後の課題として、十分な検証が求められる。

Ⅳ. 小括

以上を踏まえ、イギリスにおける第三者評価の特徴を整理する。

第一に、イギリスにおける監査システムは、IIIでみたように、学校の自己評価を基本にして第三者である専門家の客観的な評価を受けて改善に活かす取り組みとして確立されている。その背景は、19世紀より視学制度が教育政策として組み込まれてきた歴史的な展開によるものが大きい。教育関係者を始め社会的な理解が得られてきたものだが、学校評価を実質的に担当するインスペクターたちは、時代によっては教師との良きパートナーであったり、番犬(watchdogs)として恐れられたりするなど多様な顔をみせている²³⁾。

第二に、イギリスにおける第三者評価は、Ⅱで紹介したイギリスの教育改革を背景として、「公費の有効活用、教育成果の公開への要請」が強く求められている。この点は、沖ほか(2004)も同様の指摘をしている。学校評価の監査項目にもそのような趣旨が反映されている。教育効果を明確にし、それを公表することが社会に対する説明責任になっている。事業の効率性・合理性を重視する考え方は、自由競争原理に基づく発想によるものだろう。

以上が本稿の取りまとめである。イギリスの視学制度における第三者評価は、改訂を繰り返しながらも現行のシステムになった。特に、1992年の学校教育法改正による視学制度の改革が転機となり、それまでの視学制度の課題が改善された。教育水準の向上のため、学校監査の目標を果たし、監査システム機能をより充実させることが望まれる。

一方、日本の学校評価における第三者評価は、法律上、規定されていない。ただし、文部科学省 (2010)「学校評価ガイドライン[平成 22 年改定]」において、その基本的な概念や必要性が述べられている。その中には第三者評価の特性と意義として、「自己評価や学校関係者評価を最大限有効に活用し、

学校運営の改善をより確実に進めていくためには、これらの評価に加えて、学校運営の質を確認するとともに、学校の優れた取組や改善すべき課題などを学校や設置者等が改めて認識できるような取り組みを行うことが重要である」と述べられている²⁴。日本とイギリスにおいては、第三者評価の趣旨や方法が根本的に異なり、現段階において日本はイギリスの制度を参考にできる環境にはない。ただし、将来的に日本において学校評価制度が定着し、その必要性が高まれば、イギリスの監査システムを参考にして、比較検討するなど、あらゆる観点での考察が可能になるかもしれない。学校教育の改善を目的として、専門的な観点から学校の自己評価に対する第三者の評価や意見を参考にすることは意義があると考える。

注・文献

- 1) 文部科学省ウェブサイト: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/07102902.htm, 2013 年 11 月 22 日確認.
- 2) 坂本真由美 (2000): イギリスの学校評価における教職員団体の役割,「九州大学大学院教育学研究 紀要」, 3, 151.
- 3) 坂本、同書、151.
- 4) 篠原康正 (2000): イギリス,「諸外国の教育改革—世界の教育潮流を読む主要 6 か国の最新動向—」 (本間政雄,高橋誠編)、ぎょうせい、87.
- 5) 篠原, 同書, 88.
- 6) 高妻紳二郎 (2007): 「イギリス視学制度に関する研究―第三者による学校評価の伝統と革新―」, 多賀出版, 259.
- 7) 文部科学省(2009):「教育指標の国際比較 平成21年版」,36.
- 8) 高妻紳二郎 (2001): イギリス初期視学制度の機能と性格: 勅任視学官の教育活動に関する事例分析(1839-62年),「九州産業大学国際文化学部紀要」, 19, 81.
- 9) 高妻, 同書, 84.
- 10) 高妻, 同書, 96.
- 11) 篠原, 前掲書, 93.
- 12) 坂本, 前掲書, 153.
- 13) 沖清豪, 高妻紳二郎,窪田眞二 (2004): イギリスの学校評価,「学校評価のしくみをどう創るか 先進 5ヶ国に学ぶ自律性の育て方」(窪田眞二、木岡一明編), 学陽書房,58.
- 14) 文部科学省ウェブサイト: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/037/shiryo/06080 306/007.htm,2013 年 11 月 22 日確認.
- 15) 高妻紳二郎 (2004): イギリスにおける学校評価基準とパフォーマンス・マネジメント,「九州産業大学国際文化学部紀要」, 28, 44.
- 16) "Using the evaluation schedule" (2005), Ofsted.
- 17) 植田 (梶間) みどり (2008): イギリスにおける学校評価研究と研究者の役割,「日本教育経営学会」 第50号, 183.
- 18) 坂本,前掲書, 156-157.
- 19) 沖ほか,前掲書, 55-56.
- 20) 篠原,前掲書, 94.
- 21) 坂本, 前掲書, 157.
- 22) Field C, Greenstreet D,kusel P, Parsons C.(1998)Ofsted inspection reports and the language of educational improvement, Evaluation and Research in Education, No.12.
- 23) 沖ほか, 前掲書, 58.
- 24) 文部科学省(2010): 「学校評価ガイドライン[平成22年改定]」,28.